

○ 招 集 告 示

住田町告示第41号

第11回住田町議会臨時会を次のように招集する。

令和7年8月7日

住田町長 神 田 謙 一

1 期 日 令和7年8月19日

2 場 所 住田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	水野正勝君	2番	荻原勝君
3番	佐々木初雄君	4番	佐々木信一君
5番	佐々木春一君	6番	村上薫君
7番	阿部祐一君	8番	林崎幸正君
9番	菊池孝君	10番	高橋靖君
11番	菅野浩正君	12番	瀧本正徳君

不応招議員（なし）

令和7年第11回住田町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和7年8月19日（火）午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長所信表明演述

日程第 4 議案第1号 令和7年度住田町一般会計補正予算（第3号）について

日程第 5 岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	金野千津君	2番	荻原勝君
3番	佐々木初雄君	4番	佐々木信一君
5番	瀧本正徳君	6番	村上薫君
7番	阿部祐一君	8番	林崎幸正君
9番	菊池孝君	10番	高橋靖君
11番	水野正勝君	12番	佐々木春一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 神 田 謙 一 君 教 育 長 松 高 正 俊 君

副 町 長 小 向 正 悟 君 総 務 課 長
兼 選 挙 管 理 横 澤 広 幸 君
委 員 会 書 記 長
住 民 税 務 課 長 兼 鈴 木 絹 子 君 企 画 財 政 課 長 高 萩 政 之 君
会 計 管 理 者
保 健 福 祉 課 長 千 葉 英 彦 君 建 設 課 長 佐 々 木 淳 一 君
兼 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長
農 政 商 工 課 長 兼 菊 田 賢 一 君 林 政 課 長 佐 々 木 暁 文 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長
教 育 次 長 多 田 裕 一 君

事務局職員出席者

議会事務局長 菅 野 享 一 係 長 萩 野 映 理

開議 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐々木春一君） おはようございます。ただいまから令和7年第11回住田町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（佐々木春一君） これから諸般の報告をします。

職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木春一君） 町長より、行政報告があれば発言を求めます。〔なし〕

教育委員会より、行政報告があれば発言を求めます。〔なし〕

これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木春一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、住田町議会会議規則第118条の規定によって、9番

菊地孝君、10番高橋靖君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木春一君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

◎町長所信表明演述

○議長（佐々木春一君） 日程第3、町長所信表明演述を行います。

町長、神田謙一君

○町長（神田謙一君） おはようございます。

第11回住田町議会臨時会の開会にあたり、町政運営に係る私の所信の一端を申し述べます。

先月の町長選挙におきまして、町民の皆様及び議員の皆様の温かいご支援を賜り、3期目の町政をスタートできましたことに、心より感謝申し上げます。

また、無競争という結果につきましては、これまでの2期における取組みが一定の評価をいただいたものと受け止めておりますことから、引き続き、今年度からスタートしている町の総合計画の着実な推進に向け、一層の努力をしてまいり所存であります。このため、3期目の町政運営におきましては、3月の第8回住田町議会定例会で申し上げました施政方針演述と大きな変更はございませんことをご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

まずは総合計画の推進についてであります。

3月に策定いたしました総合計画は、町民の皆様の声を反映し、次の5ヶ年に向けた道筋をしっかりと描いております。

今回の計画では、目指すべき町の姿を表すスローガンとして、「豊かな森と水に育まれ、安心した暮らしの中でのぎわいがあふれる 共生のまち 住田」を掲げております。ここに込められた意味は、先人から受け継いだ自然に新たな考え方や技術を融合させ、次代を担う子どもたちによりよい未来をつないでいくこと、充実した医療や福祉などから得られる安らぎと産業、人々の交流、地域コミュニティが生み出すにぎわいを感じられる豊かな暮らしの実現、そして誰もが活躍し、お互いが支え合いながら地域を創り上げ、誰一人取り残さない地域共生社会を目指すことであります。

同じく目指すべき町の人口目標として、2040年（令和22年）において3,500人を維持することを掲げております。近年の人口実績は推計値を下回っており、人口減少は今後さらに進行すると見込んでおります。人口減少や少子・高齢化といった問題は、いったんは受け入れなければならない事実であります。

この問題に立ち向かうため、今回の計画期間では、より実現可能な人口目標を設定した上で、次の2つの視点から新たな施策を進めてまいります。視点の1つ目は、人口減少のスピードを抑えることです。出生率の向上や転出の減少、転入の増加に向けた各種施策に取り組み、急激な人口減少に歯止めをかけ、減少のスピードを緩やかにします。2つ目は、人口減少社会に適応することです。少ない人口で地域を維持していくとともに、人口が少ないことの良さを伸ばすなど、人口減少社会に適応し、少ない人口でも豊かで活力ある暮らしを実現してまいります。

これらの視点を踏まえ、今回の計画では、私の町長就任以来重点施策として掲げてきた「医」「食」「住」の3項目に「地域経営」を加え、4つの政策軸を設定しております。

第1の政策軸「医」であります。生涯にわたり健康な身体と豊かな心を育み、町民の健

やかな人生の実現を目指すこととし、以下の3つの政策分野を掲げております。

政策分野の一つ目は、「健康でいきいきと暮らせる地域づくり」とし、町民自ら健康づくりに取り組み、安心して医療を受けられる体制づくりを推進してまいります。また、一人ひとりの個性や価値観を尊重し、地域でお互いに支え合う共生のまちづくりを推進してまいります。

今年度は、安心して子育てができる体制を確保するため、産後ケア事業を開始するとともに、婚活支援金や結婚新生活支援事業補助金の交付、出産祝い金の交付、各種医療費助成や健診・健康教育事業、介護予防に向けた取組みを引き続き実施しております。

また、限られた医療資源を有効に活用するため、訪問看護ステーションへの支援を継続するほか、オンライン診療の普及拡大についても関係機関との協議を進めております。

さらに、多様な町民活動を展開する上でさらなる女性の参画がなされるよう、男女共同参画社会の実現に向け取り組んでおります。

政策分野の2つ目は、「心豊かでたくましい子どもの育成」とし、地域の未来を主体的に創造する心豊かでたくましい子どもを地域ぐるみで育成する取り組みを推進してまいります。

今年度は、子どもたちが豊かな心を持ち、変化の激しい社会に適応し、未来を創造する力を育む地域創造学に引き続き取り組んでまいります。

また、住田高校の魅力向上及び入学者の確保のため、住田高等学校教育振興事業補助金を交付するとともに、教育コーディネーターによる生徒のサポートの充実を図っております。

そして、保育士等職員の負担軽減と業務の効率化、保護者の利便性を図り、保育の質をさらに向上させるため、ICT技術による保育業務支援の検討を進めております。

政策分野の3つ目は、「生涯を通じた学びと文化の創造と継承」とし、生涯を通じて学びやスポーツ、芸術文化に親しめる環境づくりを推進するとともに、貴重な伝統文化を守

り継ぐ取組みを推進してまいります。

今年度は、郷土の豊かな森林資源やその歴史的背景に関心と誇りを持ち、持続可能な循環型社会への理解を深めるため、各年代が参加する森林環境学習の充実を図っております。

また、文化財の保護と活用の取り組みといたしまして、国登録有形文化財である民俗資料館の構造躯体修繕工事に向けた設計と、国史跡であり現在保存活用計画の策定を進めている栗木鉄山跡の今後の利活用のあり方を検討するための地形測量調査を行っております。

第2の政策軸は「食」であります。暮らしの糧となる産業を振興し、活力と賑わいあふれる町の実現を目指してまいります。

政策分野は、「豊かな暮らしを支える産業振興」とし、地域特性を生かした新たな産業の創出を図ってまいります。また、地域産業の経営基盤の強化を図ってまいります。

今年度は、農業分野においては、担い手への農地の集約を促進するため、小規模基盤整備に対する新たな補助金を創設したほか、耕畜連携事業として、高機能バイオ炭の利用拡大に向けた取り組みを進めております。

林業分野では、事業体の人材確保を支援するため、従来の研修受講費用に対する補助金に加え、事業体への新規就業を前提とした林業応援隊の設置を目指した取り組みを進めております。

また、鳥獣被害対策においては、引き続き岩手県や農林業振興会、猟友会といった関係機関との協力のもと、シカ防護網等緊急設置事業費補助金や鳥獣捕獲活動支援補助金における対象事業を拡充するなど、被害防止に努めております。

商工分野では、既存商品のブラッシュアップや新たな特産品の開発、販路開拓を行うため、商品アップデートプロジェクトに取り組んでおります。

観光分野では、観光資源の中核となる滝観洞において、観光客の安全確保と景観の向上

のため、老朽化が著しい敷地内道路の舗装とガードレールの更新を行ってまいります。

第3の政策軸は「住」であります。誰もが安心して快適に暮らせるよう、安全で利便性の高い町の実現を目指すこととし、以下3つの政策分野を掲げております。

政策分野の1つ目は、「安全で安心な暮らしを支える社会基盤」とし、暮らしや産業を支える強くて持続可能な社会基盤の整備を推進してまいります。

今年度は町道においては、継続事業である新切新田線舗装修繕工事、小台線舗工事、県が実施する昭和橋架け替え事業への負担金拠出を行っております。

また、五葉橋及び駅前橋を対象に、町道補修工事を実施してまいります。

町管理河川では、火の土川を対象とした維持工事を実施してまいります。

水道及び下水道に関しては、簡易水道事業及び下水道事業の公営企業会計の持続可能な経営を図るほか、それらのサービス提供エリア外においても、飲料水供給施設の整備や浄化槽の設置に要する経費に対し引き続き補助金を交付しております。

地域情報通信基盤施設については、安定的なサービスの提供を維持するため、放送機器等の計画的な更新を進めております。

政策分野の2つ目は、「安全で安心な暮らしを支える体制強化」とし、安全で安心して暮らせる社会を支える体制の整備を推進してまいります。

今年度は、消防団に関する事項では、団員の安全確保のため、視認性の高い訓練活動服を購入するとともに、準中型自動車運転免許の取得費用に対し補助金を交付しております。

防災体制の整備としましては、防災行政無線の親局機器やJ-A-L-E-R-T受信機の更新、防災倉庫の整備に加え、県が行う防災行政情報通信ネットワーク更新事業への負担金拠出を行ってまいります。

また、いつ起こるかわからない災害に備え、防災意識の醸成と地域防災力の向上を目指し、民と官の連携による総合防災訓練を実施しております。

防犯・交通安全対策としましては、防犯灯や交通安全施設の適切な整備と管理を行ってまいります。

政策分野の3つ目は、「快適で過ごしやすい生活環境の整備」とし、利便性が高く、快適な住環境の整備を推進してまいります。

今年度は、住まいに関する事項では、より効果的で補助事業となるような要件等を見直したうえで、住宅の建築またはリフォームに要する費用に対し補助金を交付しております。また、町営住宅においては、入居者の満足度を高め、かつ新たな入居者を確保するため、床のフローリング化やエアコン設置等を実施しております。

公共交通に関する事項としましては、3月に策定した地域公共交通計画に基づき、町内の一部でデマンド交通及び公共ライドシェアの試験運行を行い、本格導入に向けた検討を進めてまいります。

地球環境の保護に関する取り組みとしましては、4月からペットボトルの分別回収を開始するとともに、地球温暖化対策実行計画の策定にも取り組んでおります。

景観の保全につきましては、町内で目立ちつつある空き家対策を進めるため空き家実態調査を実施するほか、空き家の除去費用に対する補助金の交付を行っております。

第4の政策軸は「地域経営」であります。町内外で様々な人がつながり、多様な主体が協働・連携する町づくりと、中長期的かつ広い視野で将来を展望し、着実に挑戦的な行政運営を目指すこととし、以下の3つの政策分野を掲げております。

政策分野の1つ目は、「住民主体による支えあいの地域づくり」とし、住民自らが地域課題を解決し、暮らしやすい地域づくりの取り組みを支援します。

今年度は、自治公民館の運営等に要する経費に対する補助金や地域共同組織に対する地域交付金の交付を引き続き行ってまいります。また、各地区の小さな拠点づくりの中心となる地区公民館の整備として、下有住地区公民館のエアコン設置と五葉地区公民館体育館の屋根修繕に向けた設計を行ってまいります。

政策分野の2つ目は、「町外とつながり町内に迎え入れる地域づくりとし、町外の人たちが、本町と継続的に関わり、町づくりを応援してくれる関係づくりを推進するとともに、移住者等を本町に迎え入れる環境づくりを推進してまいります。

今年度は、関係人口の分野では、新たに、地域力創造アドバイザー制度と地域活性化起業人制度の活用による町内事業者が課題解決に向けた支援を予定しております。

国際交流では、昨年度に続き、町内で暮らす外国人住民と町民との交流が活発化し相互理解が深まるよう、多文化共生事業として、複数回のイベント開催を予定しております。

移住対策としては、首都圏で開催される移住イベントで、本町の魅力を発信するほか、移住促進等に関わる地域おこし協力隊を複数名募集し、受け入れ体制の強化を図ってまいります。

また、昨年より、住田テレビの番組映像の一部を、町の公式YouTubeチャンネルにも投稿しておりますので、公認SNSアカウントが「ハロー！住田町」と合わせ、日本中の方々に御覧いただけるよう、認知度の向上に努めております。

政策分野の3つ目は、「戦略的な行政の運営」とし、中長期的かつ広い視野に立ち、効率的で効果的な施策を推進できる体制を強化し、持続可能な行政運営を推進してまいります。

今年度は、安定的な財源の確保の一環として、ふるさと納税制度による寄附金の増収を目指してまいります。具体的には、ふるさと納税ポータルサイトにおいて、本町のまちづくりをより積極的にPRするとともに、返礼品の魅力向上とラインナップの充実に努めてまいります。また、近隣の自治体との共通返礼品の創出にも取り組んでまいります。

次に総合計画において、特に重点的に、全庁挙げて取り組むべき施策群「プロジェクト」について申し上げます。基本計画の中から、特に重点的・分野横断的に取り組むべき6つの施策を「プロジェクト」と位置づけ、DXなど新たな技術や視点を積極的に取り入れつつ、推進してまいります。

1点目は新たな公共交通プロジェクトです。現在の路線バスを中心とした公共交通体系を見直し、新たな交通手段を導入するとともに、住民の共助による移動支援の取り組みに対し支援します。

2点目は人づくりプロジェクトです。地域の特徴を活かした教育を推進するとともに、若者や地域防災、女性、高齢者などまちづくりを担う人材育成に取り組みます。

3点目は、在宅医療介護のプロジェクトです。住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けられるよう、在宅医療や在宅での介護の環境の充実を図ってまいります。

4点目は、移住促進プロジェクトです。町外の方が本町を選んで移住していただけるよう、町の情報を積極的に発信し、相談等に対応する体制の整備を図ってまいります。

5点目は、産業づくり地域内付加価値創造プロジェクトです。町内の資源を活かし付加価値をつけて産業化する取り組みを推進してまいります。

6点目は、コミュニティ活性化プロジェクトです。自治公民館を中心とした地縁によるコミュニティの活動を支援するなど、住民の共助による共に支え合う共生のまちづくりを進めてまいります。

これら6つのプロジェクトは、町の関係部局や機関で構成するプロジェクトチームの体制づくりを進めているところであります。

結びに、国際的には、ウクライナ侵攻や中東情勢の緊迫化、アメリカの「トランプ関税」などにより、国際社会の分断と経済の不透明感が続いております。国内においても、物価高騰や金利の変動、政治の不安定化など、私たちの暮らしに影響を及ぼす動きが続いております。

このような状況の中で、地域に根ざした政策を着実に進めることが、これまで以上に重要であります。本町でも、町民の皆様の声に真摯に耳を傾け、確実に歩みを進めてまいります。

これから町政運営では、限られた人的、財政的資源の中で、人口減少や高齢化の進展、

経済環境の変化、さらには自然災害リスクの増大といった多様な課題に立ち向かうため、
不断の努力が求められます。私はこれまでの歩みを大切にしつつ、この住田町を次の世代
につなぐため、より良い未来に向けて一歩ずつ着実に進んでまいりたい決意であります。

議員各位及び町民の皆様におかれましては、日頃よりまちづくりを支えていただいている
ことに心より感謝申し上げますとともに、今後とも変わらぬ御理解と御協力を賜ります
ようお願いを申し上げます。

これからも、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、対話と協働を大
切しながら、ともに支え合い、未来に誇れる住田町を築いてまいりましょう。どうぞよろ
しく願いを申し上げます。

○議長（佐々木春一君） これで、町長、所信表明演述を終わります。

◎日程第4 議案第1号

○議長（佐々木春一君） 日程第4、議案1号 令和7年度住田町一般会計補正予算（第3
号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高萩政之君

○企画財政課長（高萩政之君） 議案第1号 令和7年度住田町一般会計補正予算（第3
号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,588万5,000円を
追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ53億9,987万9,000円とするもので
あります。

それでは、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。2ページをお開き願います。

なお、詳細は7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2歳入を御覧ください。

12款分担金及び負担金13万9,000円の増は、未熟児養育医療費負担金の増によるものであります。

14款国庫支出金565万1,000円の増物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金532万円の増が主なものであります。

15款県支出金12万5,000円の増は、未熟児養育医療費負担金の増によるものであります。

18款繰入金996万9,000円の増は、財政調整基金繰入金の増によるものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。3ページをお開き願います。

なお、詳細は8ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3歳出を御覧ください。

3款民生費548万5,000円の増は、定額減税補足給付金532万円の増が主なものであります。

4款衛生費1,040万円の増は、予防接種委託料の増が主なものであります。以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

11番水野正勝君。

○副議長（水野正勝君） 歳出の4款衛生費、1項保健衛生費、3目予防費、12節委託料、予防接種委託料についてお伺いいたします。

こちらは予防接種の事業ということで、概要についてお聞きしたいんですけども、こちら予算の方、全額新型コロナワクチンの接種に関わるものと伺っております。

接種の対象者ですとか、実施期間ですとか、また希望する方の自己負担額、費用に係る助成額など、可能な範囲で詳細を伺えればと思います。

特にもですね、今回のこの予算の内訳ということで、昨年度、令和6年度につきましては、接種費用のうち、約半分が国からの助成金で賄われていたということで認識をしております。今年度につきましては、どのようなものになるのか、まず先に1点お聞きいたします。

○議長（佐々木春一君） 保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 予防接種の委託料について御説明いたします。

この件につきましては新型コロナウイルスワクチン接種にかかる費用を計上させていただいたところ です。

対象者については65歳以上の方、それから60から65歳未満の方で心臓や呼吸器などの障害のある身体障害者手帳1級程度お持ちの方が対象者になります。

実施期間につきましては本年の10月1日から令和8年の1月31日まで、町からの助成につきましては、昨年度同様の金額を予定しているところであり、自己負担につきましては大体4,500円から5,000円程度の自己負担になるかなというふうに想定しているところ です。

国からの助成金につきましては、今年度はございませんが、3割は普通交付税で算入されるというふうになっているところでございます。以上です。

○議長（佐々木春一君） 水野正勝君。

○副議長（水野正勝君） 今年度の新たな接種事業の内容ということで御説明いただきました。

最初の手出しとしましては、町の自主財源を一般財源のところ で事業化するという こと であり ますが、住民税非課税世帯ですとか生活保護を受けられている方々の自己負担がか

からない町民の方々につきましては、国が接種費用を無料とするために、全ての接種費用のうちの3割分は後からですね、普通交付税で措置が講じられるというところで伺ってありました。

新型コロナワクチン接種であります、2021年代だったと思いますが、接種が廃止されて約4年が経過しているところであります。

改めまして、この新型コロナワクチン、様々なこれまで4年間経過がございますが、感染予防の効果ですとか、重症化予防効果ですとか、またこのワクチンに関わる安全性あるいはですね、これまでの国が認定をしてきております死亡一時金の件数ですとか、健康被害の現状をですね、町としてどのように捉えていらっしゃるかお聞きしたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（千葉英彦君） 新型コロナワクチン接種につきましては、感染予防であるとか、重症化予防の一定の成果についてはあったものというふうに捉えております。

ワクチンによる安全性等につきましては、そこは国が判断するものでございますので、答弁は差し控えたいというふうに思います。

健康被害につきましては、予防接種の健康被害救済制度である一定件数につきましては救済されているものと捉えているところです。以上です。

○議長（佐々木春一君） 水野正勝君

○副議長（水野正勝君） 最後の質疑になりますが、まずこの健康被害の話、町の見解を伺いました。

私の直近の調べたところでありますが、2025年7月29日の時点であります。健康被害の認定数は、9,260件でございます。そのうち、死亡一時金ですとか、葬祭料に関する国の認定が認められた件数は1,031件ということでございます。

こちら参考になるんですが、予防接種これまでも日本の歴史の中で、過去45年間行われてきているところでデータがあるわけですが、特にもですね、この過去27年間のコロ

ナワクチン接種が開始する前の振り返りの27年間です、3,522件の全健康被害の件数、そしてまた一時金が支払われた件数は151件ということで、このコロナワクチンです、3年間の事業接種での健康被害の認定数とですね、過去27年間分を比較するとですね、とんでもないもう何倍にも当たるそれぞれの件数に上がっている状況があります。

なかなか国としてもそのあたりの対応というところは難しいところもあり、なかなか見解も認知の進んでいないところだと思いますが、私はやはり、しっかり警鐘を鳴らしながらこういった対応もですね、こういった状況も受けながらですね、捉えてやっていくべきだと思うところから、最後の質疑になります。

接種費用の全額今回、各基礎自治体での負担ということで、またこの接種のそもそものこの実施の判断というところですね各自自治体の裁量に委ねられるというところでお話を伺いました。

もちろんその先ほど、保健課長からありました実際にいくら助成をするのか、何割ご負担いただくのか、そういった金額に関わりましても、あくまでも各基礎自治体の判断・裁量で取り組むというものになっているようであります。

私が懸念するところなんです、今年度の接種事業後の、万が一この健康被害が発生した場合のですね、こういったその責任のところが所在っていうところで、基本的には国の審査する機関がございまして、あくまでも死亡一時金ですとかは国が拠出するものでございますが、ただこの国の助成金が今年度から基本的に盛り込まれないという中で、全費用を一般財源で基礎自治体が拠出することですとございますので、万が一の際のこの執行責任についてですね、町としてどのように見解を持ちながら今後取り組んでいくのか、最後に見解を伺って、質疑を終わりたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（千葉英彦君） 健康被害が発生した場合には、予防接種健康被

害救済制度で救済されるものであり、その負担については国が負担をするというところになっているところです。

定期予防接種につきましては、予防接種法に基づき自治体が主体となって行うものとなっているものであり、接種を望んでいる方がいらっしゃる限り実施していかなければならないものだというふうに捉えているところです。以上です。

○議長（佐々木春一君） その他ありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号、令和7年度住田町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第1号 令和7年度住田町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（佐々木春一君） 日程第5、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたい
と思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませ
んか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

岩手県高知高齢者医療広域連合議会議員に、神田謙一町長を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました、神田謙一町長を岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員
の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました神田謙一町長が、岩手県高知高齢者医療広域連合議
会議員に当選されました。

神田謙一町長が議場におられます。

住田町議会会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木春一君） これで本日の日程は全部終了しました。

第11回住田町議会臨時会を閉会します。

御苦労様でした。

閉会 午前10時41分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員